

## 平成17年9月8日(木曜日)第3回定例会

## 出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
	行財政改革		
菅野英行	推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
			花・緑・せせらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	事務局長
	農業委員会		
清野健	事務局長		

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成17年9月第3回定例会

議事日程第4号

平成17年9月8日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

## 一般質問通告書

平成17年9月8日(木)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1 1	住宅政策について	木の下区画整理事業の諸課題について 国民健康保険及び国保運営協議会の課題について 憲法第92条「地方自治の本旨」を踏まえた社会教育の重要生について	16番 川 越 孝 男	市 長
1 2	福祉政策について			市 長
1 3	教育政策について			教育委員長
1 4	発達障害児支援について	今年4月に発達障害者支援法が施行され、県や市町村に対策を求めているが、これを受けての本市の対応について伺いたい	10番 荒 木 春 吉	市 長 教育委員長
1 5	行政一般について	第5次振興計画基本構想について 行財政改革の新たな視点について 重ねて見解を問う (イ)総合計画と政策評価、事務事業評価制度の導入について (ロ)透明、公正、効率的な入札制度への改革について (ハ)事業別予算編成について	17番 内 藤 明	市 長

再 開 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。

本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、9月6日に引き続き一般質問を行います。

## 川越孝男議員の質問

新宮征一議長 通告番号11番、12番、13番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は通告している課題について、市民の方々から寄せられた意見や私の考え、提案も含め質問いたしますので、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号11、住宅政策について、木の下区画整備事業を進める上での課題について伺います。

木の下区画整理事業は、都市計画道路落衣島線、いわゆる内回り環状道路整備の上からも極めて重要な事業となっております。順調な進捗状況と伺って、喜んでいるところであります。

今回は実施計画策定段階で特に配慮してほしい事項に絞って伺います。

県が公表している地価評価の平成14年から16年の過去3カ年分を見ると、本市の9地点すべてにおいて、前年度比が毎年下落しています。平成14年度はマイナス0.4%から、マイナス4.0%の幅であり、15年度はマイナス0.4%からマイナス9.4%で、16年度はマイナス2.6%からマイナス9.9%と、下落の幅も年々拡大し続けており、下げどまりとはならず、今後も下落が続くことが予想されます。

また、市土地開発公社が取り組んでいる宅地分譲もみずき団地は好評のうちに完売されましたが、醍醐住宅団地は27区画中7区画、白岩さくら団地は65区画中15区画が未処分となっております。

さらに、河北町ではひな市通り東区画整理事業が組合方式で進められていますが、保留地処分が思うように進まず、価格の引き下げが避けられない状況となり、保留地処分だけでは事業費の確保が困難な状況になっているとのことであります。

そこで、3点について伺います。

一つは、組合方式といえども、実施計画の策定に当たっては、特に保留地処分の価格については十分な検討のもとに、適正な価格の設定が重要と思います。行政として、どのように対応なされるのか伺います。

二つには、事業区域は地盤が軟弱であることと、山形盆地断層帯、いわゆる活断層の関係から軟弱地盤に対する地盤安定対策は必須の要件と思います。聞くところによると、地盤対策は保留地のみ実施予定とのことですが、地層的に見て、対策が必要な地域であるならば、保留地に限らず、すべて実施すべきではないかと思います。そうでないと、後で地権者や建て主が個々に対策をとらなければならず、経費の面や安全なまちづくりの観点からも問題を残すことになると思いますが、この点について、行政の指導性も含め見解をお伺いいたします。

三つ目には、順調に進んでいるとのことですが、同意状況がどうなっているのか、今後の見通しと、未同意の主な理由について差し支えなければ教えていただきたいと思っております。

次に、通告番号12、福祉政策について国民健康保険及び国保運営協議会の課題について伺います。

私も2度目になりますが、5月から国保運営協議会の委員に委嘱され、国保運営協議会に臨んでいます。国保運営をめぐる状況は医療費の高騰に伴って、保険給付費の増嵩、一方、被保険者の可処分所得が年々減少、加えて企業倒産やリストラなどによる社会保険からの転入、年々ふえ続ける滞納件数や、滞納金額、それに少子高齢化の進化など、いずれも課題は深刻で重要になっていると思っております。

また、予算を議決するのは市議会の重要な任務であります。国民健康保険特別会計の予算案は市議会の審議に付される前に、国保運営協議会で大筋決定されるシステムになっているわけでありまして。

そこで、国民健康保険法の目的を達成するために、国保運営協議会がその機能と役割を果たせるようにするために、一つは、国民健康保険の現状について、二つは、国民健康保険税の滞納者に対する対応について、三つは、国保運営協議会の運営についての三つの観点から伺いたいと思っております。

まず、国民健康保険の現況についてですが、一つは、年々ふえ続ける保険給付費に占める薬剤費の割合は

幾らになっているのか伺います。

二つは、国保税の滞納が年々増加しています。5年前の平成12年度は、滞納件数が151件で、滞納額が1,061万2,650円であり、それらを100とした場合、15年度との比較では、4年間で滞納件数が607件の4.02倍、滞納金額は6,770万9,580円で、6.38倍に増加していますが、滞納状況と滞納要因、理由をどのようにとらえているのか、また、その割合はどのようにになっているのか伺いたいと思います。

次に、滞納者に対する対応についてであります。収納率を上げるためには、滞納の事由や状況に応じ、適切な対応が必要となるのは当然のことですが、できるだけ滞納者と接点を持つようにすることが重要だと思います。

そこで、短期保険証や資格証の交付の実態と交付に際しての滞納者への対応をどのようになされているのか伺います。

次に、国保運営協議会について伺います。

一つは、保険給付費の中でも薬剤費のウエートが大きなものであると言われております。給付費全体の高騰を抑制するために、ジェネリック医薬品の使用キャンペーンが今展開されています。したがって、次期の国保運営協議会委員の選任に当たっては、薬剤師を代表する委員を選任し、それぞれの立場から十分な検討や協議が可能になる構成にすべきと思います。さきの運営協議会の中でも医師会選出の委員の方々からも医師会代表、歯科医師会代表、保険薬剤師会代表の委員が選任されることを望む意見が出されています。任命権者である市長にも、これらのことを前向きに受けとめていただきたいと思います。このことについての市長の所見を伺います。

二つには、被保険者を代表する委員、保険医、または、保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、それぞれ同数の委員が法によって義務づけられています。寒河江市の場合は、それに、被用者保険等の代表等を加え、それぞれの立場を代表する委員で構成されているわけであり、私自身、公益的な立場からの選任であります。実態、実情を知っていないと適切な判断はできないのではないかと考えています。

例えば、収納率を向上させるためにも、滞納者数や金額だけでは的確な対応は不可能です。その原因や理由がわかってこそ、適切な対策が打ち出せるものと思います。

協議会が形式的なものでなく、より実効性を伴った充実した協議を展開し、円滑な国保運営をするためには、事務方の資料や情報の提供など、全面的な協力が不可欠であります。

また、委員に対する研修などを通じて、制度や実情を理解し合う場も不可欠であると思います。このことについて市長の所見を伺いたいと思います。

次に、通告番号13、教育政策について伺います。

6月の議会で憲法第92条地方自治の本旨に対する教育委員会委員長の見解を求めたのに対し、教育委員会では合議制であり、委員長の個人的見解を求められても答弁できないとの答弁でした。担当課との打ち合わせで通告しているにもかかわらず、答弁をそらす市教育委員会の姿勢は議会軽視との批判は避けられないことを指摘しておきます。

地方自治体は、日本国憲法で保障されているはずの自治権が3割自治と言われたように、財政や法的拘束力のない通達などによって、国にがんじがらめに縛られてきました。さきの地方分権一括法によって、憲法制定後半世紀以上経て、ようやく法律上、制度的にも国と地方自治体の関係が上下、主従の縦の関係から対等、協力の横の関係に変わったのであります。もちろん完全な地方分権、いわゆる地域主権を確立するには税財源の移譲がなされなければならないのは当然のことであり、引き続きこのことを求め、実現しなければなりません。

国や都道府県、そして市町村の関係が上下の縦の関係から対等な横の関係に変わったということは、市町



村で間違っただけをしても、監督権限のある部署を除いては、国や県から間違っているのを改めるようにという指示はなされないということでもあります。今は通知として情報の提供や実態の公表はされるが、以前のような通達による指示はなく、間違っただけでもその自治体で改善しない限り、そのまま放置されることになるのであります。まさに、自己決定、自己責任が問われているのであります。

したがって、これからの行政は、指示待ち、マニュアル行政では対応し切れなくなっているのであります。同時に、議会や議員の果たす役割も従来にも増して大きくなっていると思うのであります。

具体例で申し上げますと、個人情報保護法が平成15年5月に制定され、全面施行となる17年4月1日までに、約2年間の猶予があり、その間に地方自治体において個人情報保護条例を制定すべきでありましたが、その間に条例を制定しなくとも、国や県から制定するようにとの指示は出されないのです。それは、上下関係がなく、対等の関係であり、地方自治体の本旨で言う国の制約を受けない独立した団体自治権が地方自治体にはあるからであります。だから、指示はできなくなったのであります。国からは通達にかわる通知を出したり、制定していない自治体を公表するやり方によって変わってきているのであります。

したがって、個人情報保護法は本年4月1日より全面施行となりましたが、寒河江市の個人情報保護条例は6月議会によろやく提案、決定されたのであります。そして、9月1日から施行されていますが、一部については本年12月1日施行という状況になっているのであります。

しかし、国が一番上で、その下に都道府県があり、その下に市町村が置かれているというのが明治以来、長年続いてきた仕組みであったことから、今回の改革は多くの市民にとって、言葉ではわかって、なかなか実感として理解しにくいことのようにあります。こういった社会の基本的なルールが理解されることによって、時代に適合した社会活動への参加や協働のまちづくりの成果が期待できると思うのであります。

そこで、3点について伺います。

一つは、社会の仕組みや基本的なルールを市民が理解し合うことは極めて重要なことであり、社会教育の果たすべき課題と思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

二つには、地方自治は民主主義の学校とよく言われます。住民自治、住民参加の方策の一つとして、住民の各界、各層から成る委員会、審議会などの設置がありますが、その委員の選任方法が自治の熟度を示すと言われております。寒河江市教育委員会の所管の各種委員会、審議会等への公募委員の公募制の導入状況と県内13市の寒河江市を除く12市の現状とその傾向について伺います。

三つには、寒河江市男女共同参画計画の目標と具体的な取り組み状況と実績についてお伺いいたします。

重ねて、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を期待いたしまして、第1問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、住宅政策、木の下土地区画整理事業の諸課題について答弁いたします。

木の下土地区画整理事業につきましては、平成16年2月に組合が設立され、平成16年度に路線測量、道路詳細設計、物件調査積算などを行い、今年度においては実施計画書の作成に取りかかっております。実施計画書の作成に当たっては、区画道路等の見直しや地盤対策、用排水や下水道などの調整を行いながら、月平均1回の理事会を開催し、検討を重ね、地権者への座談会も行い、現在最終的なまとめの段階に来ているようであります。

また、換地設計にも並行して取り組んでおり、今後、仮換地指定に向けて進めていくところであります。

土地開発公社が分譲したみずき団地は本年6月に完売し、次々と住宅が建てられておりますが、御案内のとおりでございます。これも緑豊かな住宅団地というコンセプトと、分譲価格を低く抑えたことが大きな原因ではあると思いますが、分譲を受けた方の4割が県外、市外からの方であり、花と緑せせらぎで彩るまちづくりなど、これまで取り組んできた本市のまちづくりも大きな勝因ではないかと思っているところであります。

また、みずき団地分譲の成功が木の下土地区画整理事業への追い風になればと期待を寄せているところであります。事実、木の下保留地処分はいつからか、価格はどのくらいか、との問い合わせも来ているようであります。

次に、保留地の処分価格についてでございますが、地価が下がっている状況のもとで、保留地の価格決定に当たり、どのように配慮しているかという御質問がございました。

保留地の処分価格については、事業立ち上げのための当初事業計画を策定したときも、不動産鑑定を行い、平均処分価格を算出したところでありますが、価格変動もあることから、実施計画作成に当たって、再度鑑定を行っているようであります。処分に当たってはこれらの結果を踏まえ、処分時期までの地価変動率を考慮し算出されることになっております。

平成16年度の市内の地価調査結果においては、調査地すべてにおいて下がっているという結果で、事業地内の鑑定結果においても同様であり、厳しい状況にあると思っております。今後の価格設定に当たっては慎重に検討し、リスクを避けられるようにしていかなければならないと考えております。そのためには、できるだけ事業費の縮減を図っていくことが必要と考えております。その方策として、現在公共事業等で発生する良質な残土を盛土材として積極的に受入れを行っており、山形市内の県施工の橋梁工事現場や市の下水道工事などから、事業地内の西根側に運搬してもらっており、また、国営かん排事業の高松工区からの残土もストックしているところであります。今後においても国土交通省、県、市の工事など、あらゆる現場から可能な限り受け入れてまいりたいと考えております。

また、これまでにおいても設計業務の一部については、市担当技術職員がみずから設計監督を行っており、極力委託費の縮減を図ることに努めているところであります。

さらに、今後工事を発注する場合においても効率的な発注方法により、より縮減を図っていくことを考えております。

保留地を売っていくためには、土地を求める人にとって、価格も当然であります。土地の立地条件、イメージなどが最も重要なことでもあります。この木の下地区は市街地の東側に位置し、国道112号線、県道などの幹線道路に接続され、交通アクセスに恵まれたところであります。また、寒河江と西根小学校への通学至近距離にあり、子育てなどには欠かせない好条件なところでもあります。

区画整理事業により、事業地内の内回り環状となる都市計画道路落衣島線、東西を結ぶ下釜山岸線が整備

されますが、市としましても下釜山岸線の七日町地内から市役所前の中央通りまでの区間を、新規事業として整備をすることに考えております。完成時にはこの通りの愛称を、市の緑に指定されたぎぼうし通りとし、既成市街地へのアクセスの向上が図られることとなります。

また、生活する上で衣食に係る店舗への利便性も重要でございます。事業地内には商業用地も確保されており、スーパーの進出について1社から計画図が提出されるなど、具体的な動きもあるようであります。最近では市内の開業医の方からも保留地を希望したい旨の問い合わせがあり、早速係が出向き、説明を申しあげたりしているようであります。

また、住みやすい環境をつくり、継続していくために、みずき団地でも行っている建築物の用途、高さ、壁面などの位置や、盛土高の制限などのまちづくりのルールとなる地区計画を、木の下地区にも定めてまいりたいと考えているところであります。

さらに、親しまれるネーミングでよりイメージアップを図るため、9月5日号の市報で愛称を募集しており、また、近々中に組合のホームページでも募集をすることにしております。

以上のように、売れる条件を整えながら、今後の保留地の処分に当たっては、さまざまなマスメディアをフルに活用し、県内外に情報を発信してまいりたいと考えております。

御質問にもありましたとおり、何と申しましても保留地処分が最大の課題であると思っておりますので、できる限り事業費の縮減を図り、処分単価も抑えた中で円滑に事業が推進されるよう組合としても努力していただき、市としても的確な技術支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、この木の下土地区画整理の地盤対策についてでございます。

当初の事業計画では、都市計画道路と保留地について盛り土による圧密工法とし、一般宅地については、現地盤から40センチの掘削置き換え工法で計画しておりましたが、その後、土質試験や地盤解析など、詳細な調査を行い、最適な地盤対策工法を決定していくこととなっていたところであります。これらの調査を平成16年度に行い、さまざまな試験データをもとに工法別費用の比較検討も考慮した結果、一般宅地も保留地同様の対策をとっていくことに組合の理事会で決定され、地権者にも総会の席上で説明をしているところであります。

このようなことで、地盤については、道路、保留地、一般住宅とも、すべて圧密工法で対応することとなり、それぞれ心配のない支持力が得られるよう計画することになっているようでございます。

次に、同意状況等についてでございます。

平成16年2月の組合設立時点での同意率は84.4%でありました。その後、組合員の中で相続された方もおり、現在の総組合員数は120名になっております。同意者についても理事の方々の努力によりまして、設立当時から3名ほどふえ104名となり、同意率は86.6%になっております。引き続き同意率向上のために事業の説明をしながら、理解を深めているとのことであります。

未同意者は、宅地所有者が多く、その主な理由としては、反対しているわけではないものの、換地先や個々の減歩率、移転補償費など、現時点では明確でないことから、総論や方法論による説明のため、これらを提示されたときに検討させていただくというのが大半のようでございます。今年度仮換地指定を予定しており、その説明の中で具体的な数字等を示し、同意を求めていきたいと考えているところであります。

次に、福祉政策としての国民健康保険、そして国保運営協議会の課題について何点かの御質問がありましたので、お答え申し上げます。

議員も国民健康保険運営協議会の委員の1人でありまして、御案内のとおりかと思いますが、国保制度を初めとする医療保険制度は、これまでも制度改正が繰り返されてきましたが、国保加入者の高齢化及び医療技術の進歩、高度化など、医療環境の整備と相まって、医療費について年々増加しており、本市のみならず、全国的に国保の財政運営は厳しい状況に置かれております。

さて、御質問の国保医療費に占める薬の割合についてであります。御案内のとおり、保険者への薬の請

求は制度上、国保、社保を問わず、病院や診療所における院内処方であれば、診療報酬明細書にて一緒に行うこととなっており、薬分を区分することはできません。区分できるのは院外処方箋による調剤報酬明細書における薬についてのみとなっております。したがって、本市の国民健康保険における院内処方と院外処方を合わせたところの御質問の薬の割合についてお答えすることは困難であります。

ちなみに、本市が作成している平成16年度国民健康保険事業年報によりますと、院外処方箋で行われた調剤費用額は医療費全体の11.2%となっております。

次に、国保税の滞納状況とその要因についてでございます。

平成16年度の滞納状況は、延べ件数で滞納繰越分が1,121件1億700万円、現年度分は683件7,600万円となっております。

また、滞納要因についてでございますが、やや就業環境がよくなったとはいえ、過去に事業の失敗や不振で負債を抱えている方、会社の倒産によって失業している方、ひとり暮らしの方で病気がちの方などで納税が困難となってしまった方がほとんどであります。

滞納者の措置についてでございますが、御案内のとおり滞納者の措置については、国保の法律第9条第3項の規定により、滞納者の世帯主に対し、被保険者証の返還を求めることが市町村の義務規定になっております。本市では8月と2月の年2回滞納者措置審査委員会を開催いたしまして、決定しております。

本市の国保加入世帯数は7,108件であります。滞納者措置審査委員会に諮り、滞納者措置件数は271件であります。内訳としましては、有効期限が半年となっている短期保険証を172件、それから医療機関の窓口で一たん全額を支払いし、後日に特別療養費として申請できる資格証明書を99件交付しております。

滞納者への対応としての短期保険証の交付につきましては、1年以上滞納しているが、何らかの理由で分納している方や、納税が困難である旨などを弁明している方などであります。

資格証明書の交付につきましては、1年以上の滞納者で弁明の機会の通知を差し上げたにもかかわらず、何ら納税相談を受けようとせず、かつ納税指導に全く応じない方や納付を約束しても履行しない方など、誠意を欠く滞納者を対象にしているところであります。

日ごろより、税務担当課では督促状、催告書の送付はもとより、納税相談や指導を滞納者に実施してきているところであります。

滞納者措置に当たっては、税務担当課と国保担当課でも滞納者に対して、納税相談と合わせ弁明の機会を2週間程度設定し、滞納者との接点の機会を多く設けております。ちなみに、このたびの保険証更新に伴う滞納者措置に当たって、滞納者との接点の機会を得ることで、納税された件数は42件、税額にして260万円となっております。

次に、国保運営協議会の委員に薬剤師を選任してはどうかという御質問でございますが、国保運営協議会の組織につきましては、国保法第11条及び同法施行令第3条の規定により決められております。本年度第1回国保運営協議会を6月に開催しまして、11名の委員の方々に委嘱状をお渡ししたところでございます。委員の定数につきましては、国保条例第2条の規定により、被保険者代表、保険医または保険薬剤師代表、公益代表、それぞれ3名、そして被用者保険等代表2名となっております。

さきの第1回運営協議会のその他の意見の中でも薬剤師の選任について話題になり、保険医代表委員から、賛意も出されていたことも承知しております。

御承知のとおり、現在の運営協議会の委員の任期は平成19年5月までとなっておりますので、次期の委嘱に当たっての参考とさせていただきます。

次に、運営協議会の委員に対しての情報の提供についてでございます。

運営協議会は市町村の諮問機関であり、国保事業の運営に関する重要な事項について市町村長の諮問に対して審議し、その結果の意見を市町村長に答申し、市町村長の判断資料にするという役割を果たすものでございます。御案内かと思えます。このため、運営協議会の開催に当たってはこれまで諮問内容につい

て、委員の方々が審議しやすいように、事前にできる限り多くの資料を提出しているところであります。

加えて、国保連合会で発行している機関紙「国保やまがた」も委員の皆様提供し、国保をめぐる状況などについての情報として提供しているところでございます。

以上でございます。

新宮征一議長 教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 初めに、社会教育が果たすべき課題についてお答えを申し上げます。

社会教育法では、その第2条に社会教育とは、学校教育法に基づいて学校の教育課程として行われる教育活動を除いて、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とつたっています。要するに、社会教育は学校教育以外の諸教育活動を担うということになります。

さらに、地方公共団体は、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成と頒布、その他の方法によってすべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、みずから実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない、このように規定しております。

そこで、教育委員会としては、まちづくり、地域づくりを担うのは人であって、個性的で魅力あるまちづくりを進めていく上での創造力ある人材を育成することを基本方針として、地域住民の学習要求と課題を把握しながら、生涯学習の理念に立って、それぞれのライフステージにおける課題に応じた各種の学習会、あるいは講座を展開し、各人がそれぞれ課題解決を図り、自己実現を果たすことを支援するとともに、豊かで潤いのある地域社会づくりを目指しているところであります。

このように、市民みずからが、それぞれ持っている学習課題に向けて、主体的に学習していくことをサポートし、市民の一人一人が生きがいを創造し、ひいてはそれが活力のある地域社会づくりに貢献していく、このことを期待しながら今後とも社会教育活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会所管の各種委員会等についてお答え申し上げます。

条例に基づくものとして、社会教育委員、各地区公民館運営審議会、図書館協議会、スポーツ振興審議会等々がございます。審議会の構成委員はそれぞれの設置目的に応じた委員、各種団体の代表者等で構成されており、広範にわたり、広い見地から意見交換がなされており、審議会等はその本来の目的を果している、このように思いますので、現在のところ公募による委員は考えていないところであります。

次に、県内13市の状況について御説明申し上げます。

現在、公募制を採用しているのは山形市等6市があるようでございますが、そのほとんどが男女共同参画社会推進協議会やその他の懇話会のメンバーとして若干名を委員としているようであります。

次に、男女共同参画社会づくりにおける各種審議会の女性委員の状況について、お話し申し上げます。

山形県では、国の男女共同参画社会基本法を受けて、平成13年3月に山形県男女共同参画計画を策定し、平成17年度までに、県の審議会等の女性委員構成比について、その全体で30%以上とする数値目標が設定してあります。

本市では特に数値目標は設定しておりませんが、現在審議会等が28ありまして、351人の委員のうち、女性委員は84人で、女性の占める割合は23.9%になります。県平均は、21.0%、13市の平均は22.4%となっております、13市の中では本市は上位に位置しております。

また、男女共同参画計画につきましては、男女共同参画社会づくりの推進のために、今後、国、県の計画を受けながら、本市にふさわしい計画を策定していく所存でございます。

以上でございます。

新宮征一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目の答弁いただきましたので、さらに理解を深め合うといえますか、政策の点、よりよいものをつくるというふうな意味から2問目に入らせていただきというふうに思います。

それで、住宅政策の木の下区画整理事業の関係でありますけれども、特に、今回私のところに市民から寄せられた意見というのは、先ほど市長の1問目の答弁にもありましたけれども、保留地の価格の設定というのは、これは極めて重要だというふうなことであります。特に、今お隣の河北町で、大変な状況になっているという、そういうことを目の当たりにしている市民の方々が心配されているわけであります。

河北町のひな市通り東区画整理事業、もう仮換地も終わって、保留地処分をしたそうでありますけれども、売れない。価格の引き下げをしても売れないというふうなことで、そういう状況になっていて、もう値下げをしているわけありますから、歳入不足を組合の拠出で賄う事業の計画変更をしなければならぬという状況に陥っているんだそうです。

そして、その臨時総会も今月中に予定をされていると。もちろんそうなりますという、特別決議というふうな形になるわけありますから、なかなか大変な状況になるというふうなことで、今こういうふうに地価が横ばいというか、地価が上がっている時代のときだということ、保留地の設定の仕方というのは、異常に今のように下がっているときには大変だと。その判断の誤りが事業全体の変更まで、途中で余儀なくされるというふうな状況があるようでありますので、先ほど、市長は十分再度鑑定しながらリスクを避けられるようにしていきたいというふうなことでありますので、ぜひそういう心配のないように特段の配慮をお願いをしたいということを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、地盤対策も全体的に、こうやるというふうなことであったわけありますけれども、特に寒河江市でも陵南中学の周辺など、あの道路などもこれまでも築造して、何回かこういうふうになって、やり直しをしてきている経過あるわけありますけれども、地盤の問題というのは本当に重要だと思いますので、今回十分調査されて、やっているようでありますけれども、特に、注意をしてやっていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから、福祉の方の国保の関係でありますけれども、今の状態では、医療費全体の中で、あるいは国保などの保険給付金の中で、実質的に医療行為にかかわる部分と薬にかかわる部分がわからないという状況のようなんです。今レセプト点検やったってそれはできない。今のやつも院内で薬が院内処方の場合には医療の方に全部組み込まれていて、分けては見ることができないというふうな状況のようです。そして前に、この議会で平成14年の3月議会で、遠藤議員の質問に当時の病院の院長も答弁されておったわけありますけれども、当時もね、医療費全体で30兆円産業と言われると。その中で薬の占めるのは7兆円というふうに言われるというような、こう全体的な話が出るんですけれども、だから寒河江市で国保なら国保の中で医療の分と薬の分というふうになるとわからない、こういうふうな状況なんです。

したがって、ぜひ、本当に今どこをどう改善しなければならないのかということ国保運営協議会あたりで真剣に検討するためには、そういうふうなのがわかるような形に、医療行為の部分と薬代というのはどれぐらいかかっているのかというのを、把握できるようなシステムといえますか、これをつくってもらわないという、これは国保でもそうですし、その他の保険の関係も同じだというふうに思うんです。

したがって、こういうふうな関係については、それぞれの担当の方から上部の方にね、県や国を通じてそういうものができるように、数字がわかるようにしていくことが、今日のこういう医療保険の大変な状況はみんなわかるわけありますけれども、それをどういう実態になっているかということが把握し切れない、することができないような今のシステム、これを変えていただきたいというふうに思うんです。

ただ、寒河江市でできるとかなんかでないことは十分承知しています。したがって、そういうことを私どもも国保運営協議会という私は委員にもなっていますので、そちらを通じても次の会議の際などには提

起していきたいというふうに思いますけれども、行政は行政サイドでそういうものを挙げていただきたいというふうに思いますけれども、このことについての見解もお聞かせをいただきたいということが一つです。

それから、14年の3月議会で病院の当時の院長はジェネリック薬品を使っていきたいと。同じ効力があるのであれば安い後発薬品のジェネリック薬品を使っていきたいというふうなことで、答弁をされています。しかし、そのときに、さまざま問題点などもこういう心配があるというふうなこともあったわけでありますから、あれから3年経って、どのように改善されているのか、制度的なものもありますし、再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それで、14年の答弁では13年度の11カ月間で市立病院で使っている薬、1,025品目使ったそうですけれども、その中でジェネリック薬品が34品目で3.3%、金額にして4億8,515万円の総額でありましたけれども、ジェネリック薬品34品目の薬代が520万円ということで1.1%という話がありました。

それで、現在16年度の状況はどのようになっているのか、数と金額でそれぞれ教えていただきたいと思いません。

と同時に、16年度でそのジェネリック医薬品を使わないで、先発の薬品を使った場合との差額、どのようになっているのか。この辺もお聞かせをいただきたいと思いません。

それから二つ目は、当時国の方でもジェネリック薬品について5,500種類ほど出回っていると。したがって、それを国で再評価をしますと、11年から16年ごろまでかけて、5年間をかけて国で再調査をして、そしてそれぞれの薬品について大丈夫なのかどうなのかを、する作業を進めていますというふうなことがあったわけでありますけれども、その作業が終了しているのかどうなのか、その結果がどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思いません。

それから、3点目、ジェネリック薬品を使っていきたいけれども、こういう問題もあるんですというふうなことで、4点ほど出されました。その一つが、保険適用の差がジェネリック薬品の場合、これには保険効くけれども、こっちの病気で使った場合には保険効かないという問題があるというふうなことが当時言われましたけれども、そういう保険の適用の関係で今現在改善されているのかどうなのか。されている部分がどの程度あるのかお聞かせをいただきたいと思いません。

それから二つ目が、開業医というか、個人医院の場合、個人の場合にはそのドクター自身がこの薬品のかわりこのジェネリックを使うというようなことで、自分の頭さえ切りかえるといいんだけど、病院などのように、複数の大勢のドクターがいるところでは、なかなか切りかえが、連携がうまくいかないと。特に市立病院のように、山大から派遣医師がいるというようになると、派遣医師は1週間それぞれの病院に行っていると。Aという病院ではAという先発薬品のかわりに、Bというジェネリック薬品を使っていますけれども、今度別な病院に行ったときにはCというジェネリック薬品というようになるとなってくると、なかなか混乱するというふうなことが言われていました。しかし、その内部でそういう体制をつくる必要があるというふうに思うんですが、その辺の関係、どのように改善、克服、あるいは対応策を検討されているのかお聞かせをいただきたいと思いません。

それから三つ目、薬買う際、市立病院で薬を採用する際に薬事審議会に諮って、3カ月間の仮採用をします。そうした場合には、仮採用して、必ずその薬が引き続き本採用になるというふうにも限らないと。したがって、仮採用のときには小口にというか、少量買いたいんだけど、ジェネリック薬品は大量になるのよと。小回りが効かなくて、逆にロスがあるんですというふうなことを言われておりましたけれども、この辺は逆に国保運営協議会の中でドクターらとこの前協議した際には、そういう心配ないのではないかと



うなことも言われておりましたので、実際、この点、寒河江市立病院に納入している業者との関係などで、改善が図られているのかどうかのね。今なおそういう問題が引きずっているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それから四つ目の心配として、薬品の製造会社が小さい会社の場合、もしか薬品に混入していたとか、あるいは副作用が出たなどという場合にはその情報の回りがおそいのではないかと、こういうことが心配されるというふうなことを言われておったわけでありましてけれども、もちろん薬事審議会にかかって出た薬品である限りは、ジェネリック医薬品であっても、何かあった場合にはもちろん届出義務やなにかの使った方であるわけでありまして、製造元が大きい、小さいには関係ないのではないかとこのように思いますけれども、この辺の関係がその後どのようになっているのかをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市立病院での薬の購入方法というのはどういう形で今現在なされているのか、そういうふうなことも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

なぜ、そういうことを言うかという、やっぱり医療費のうちで、大変大きな薬代の占める割合も全く無視できないというふうな思われるんですね、したがって、そこら辺をより安く保険の給付費を抑えていくというふうなことからすれば、同じ効果があるのであれば、安いものを使った方がいいのではないかとこのようにお尋ねをしています。

今、テレビでももうスポットで入りますね。ジェネリック薬品を使いましょうと。ぼつぼとスポットでテレビコマシャルも入っていますけれどもそういうふうな時代でもありますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、教育委員会の方のお尋ねでありますけれども、公募制、必要ないというふうな今のところ、いろいろな団体からみんな入ってもらって委員会などを構成しているので、問題なく各界、各層の意見が把握できているのではないかと、あるいは反映されているのではないかとこのように思われますけれども、1問目でも申しあげましたが、やはりここがね、その自治体のやっぱり自治の熟度があらわれているというふうな言われているんですね。やっぱりもう当局が各界、各層からでありますけれども、こっちで委嘱をする、任命をするというふうなね、言葉を変えれば官選なんですね、上の方で選ぶ、そこが、全部とか何か言っているのではない。1人でも2人でもその中にみずから入っていくというね、こういう基本的な、だから憲法92条の地方自治の本旨なんですよ、住民自治というそういう問題。

そして今、どんどん昔の官選、上からのやつでなくて、いろいろな各団体から入ってもらって委員会を構成するというようなのが、一つのそこまでの段階としてありました。その次の段階が官選でなくて、みずからが、住民が参加できるということが公募の部分なんですけれども、それがこの今日の段階で、逆に13市の動向というのはそういう意味で聞いたんです。数がどうあるでなくて、それが前にしていたけれども、減少してきているというね、やめているというふうなことなのか、六つになったけれども、何年前まではなかったのがふえてきていますということなのかね。

ましてや地方分権一括法が通ってこういうふうになっている時代には、そういうものをしていくことがこういう委員会、審議会の形で言えば、次のステップに踏み出すというね、各界、各層の人でもって構成するという部分が1段階だとしますという、その委員の選任の仕方、官選から公募、住民がそこに手を挙げて入ってこれる道を開くということが次のステップというふうな言われているわけでありまして、そういう意味で、教育委員会もぜひ受けとめていただきながら、県内で六つの地域にないということではなくて、六つに広がっていているということを受けとめていただきたいというふうな思われます。そういうことについての見解がございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、市の男女共同参画計画のこのことなども、ぜひ先ほどあったように、つくっていただきたい。つくっていただくというと、確かに今寒河江市では23.9%の女性の方々も参加をしているというふうなことでありますけれども、さまざま私どもにも問題として言われることもあります。言葉適切でないかというふうに思いますけれども、さまざまなこの今のあり方での偏重などがあると。これらを是正する大きな力になると思います。

したがって、先ほどの答弁にありますように、早急にそういう国の法律や県の計画などにも沿った形でつくっていただきたいということを申しあげながら、このことについての見解もお聞かせをいただいて、2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 国保の医療と薬分が区分できないでわからないというふうなことは、そういうシステムになっておらないから、分けることができるようなシステムになっていないからということの御指摘のようでございます。

これは、県やら、あるいは国保連合会等々にお話しをして、わかるような方法が生み出されるのか、あるいはやっぱり難しいのかというようなことをお尋ねしてみたいと、このように思っております。

それから、市立病院の薬の使用状況とか、ジェネリックの問題、あるいは購入状況等々についての第2問での質問があったわけでございますが、これはですね、そもそも国保との関連質問としての第2問としてはなじむのかなと、こういうふうに私は思うわけでございまして、第2問としましては、やはりおのずから限界があるのではないかと。こう考えるところでございまして、それで、今病院関係の薬品のごとで御質問いただいたようなことにつきましては、改めてこの一般質問通告書の中に質問事項ということをはっきり出していたかなければ私はいけないのではないかなと、これは議会のルールとしてそれは必要ではなからうかなと、このように思っておるわけでございますので、議長のこれは御裁断といいますが、御意見を伺って、そして決めてまいりたいと、このように思っております。

新宮征一議長 教育委員長。

大谷昭男教育委員長 何点かございました。

私の方からは男女共同参画社会形成についてお答え申し上げたいというふうに思います。

その他、具体的な数値にもかかわることもございましたし、そこは教育長、あるいは所管課長がお答え申し上げます。

男女共同参画社会というのは、今かなり前からこれは正式に言うと平成に入って間もなくだと思います。いわゆる臨教審を受けながら出てきた概念であるというふうに私は理解しております。男女が力を合わせて、そして一緒になってパートナーシップを組みながら社会をつくっていかねばならないと。それで、それには単なる活動の分野だけではなくて、施策の決定、意思決定の分野にまで協力していかねばならないんだという理念だというふうに理解しております。

それで、そういう中で考えますと、単に教育という分野だけではないのだと、そういう認識に立って、私もちょうどそのころ男女共同参画社会という言葉が出始めたころに委員の1人として県の方でかかわった経験がございます。それは、教育委員会所管ではなかったというふうに思います。いわゆる知事部局のあの当時は青少年婦人課と言いましたか、婦人がおかしいというので女性課になったと思いますけれども、そこが所管になって、そしていろいろな施策の中に、この理念をどう生かしていくかということが求められたんだというふうなとらえ方で推進した経過がございます。

先ほど、今後計画していきますというふうにお答え申し上げましたけれども、前からお答え申し上げますように、寒河江市の教育は今後どういうふうな形が望ましいのかという観点で振興計画を策定していく計画がございますし、今その検討に入っているわけでありましてけれども、そういう中で一つの理念、考え方というふうになるかと。単に何人そこに加わっているということだけではなからうというとらえ方で取り組んでまいりたい。基本的な考え方です。

以上、私の方からお答え申し上げます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

なお、先ほど市長の方から、議長の判断でという言葉がありましたけれども、この件について議会運営委員会を開いていただいて、その方法について検討していただきたい、このように考えます。

休 憩 午前10時45分

---

再 開 午前11時33分

新宮征一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋議会運営委員長。

高橋秀治議会運営委員長 ただいま議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告いたします。

川越議員の第2問において、市立病院のジェネリック薬品の使用状況についての質問がありましたが、一般質問における第2問及び第3問は、最初の質問に対する答弁に満足できない場合に行うものであり、新たな事項を取り上げるべきではなく、今回の一般質問の第2問にはなじまないという結論に達しました。

以上でございます。

新宮征一議長 ただいま議会運営委員長より報告がありましたので、この件についてはそのように取り扱いたします。

川越議員。

川越孝男議員 ジェネリックの問題については、改めて別な場でお尋ねをしたいというふうに思います。

ただ、打ち合わせの段階で事務方で準備していただきまして、大変御苦労さまでございました。御礼を申しあげておきたいと思います。

それで、教育委員長にお尋ねしますが、委員の公募制の問題について、再度、2問目でも世の中の流れやなんかについてそういうふうになっている。そういうそれぞれの機関のその熟度、民主主義のね、この状況を見る一つのものになっている。あるいは、その住民の意思も一時はその組織をつくる。その次、もう一歩進んだ段階というようなことで申しあげ、そういうふうなことを、もう成熟した民主社会を構築していくというふうに言った場合には、必要でないというふうなことでなくて、そういうものを追及していかなければならないのではないかというふうな立場で私申しあげながら、県内で六つしかないというのではなくて、六つにふえているという、こういうふうなことを受けとめていただきたい。このことについての見解もお尋ねをしたんですが、私聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、ちょっと再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

新宮征一議長 教育委員会委員長。

大谷昭男教育委員長 先ほど、休憩前に第2問に対するお答えを申しあげるその冒頭に、男女共同参画社会構築についてのことは私の方からと。で、その他ありましたので、そちらの方は教育長、あるいは所掌課長の方からというお話を申しあげました。それでは、教育長、あるいは所管課長の答弁を申しあげます。

以上です。

新宮征一議長 教育長。

芳賀友幸教育長 委員会等の委員の公募について、お答えを申し上げます。

現状についてのお尋ねというとらえ方をしましたので、第1問の委員長答弁では、県内12市の状況だけをお答え申し上げたところであります。

県内の12市の中で、6市が採用しているという答弁を申し上げたところでございますけれども、公募制をとっている市においても、なかなか公募をしても委員が集まらなると、こういったような苦慮をしている市もあるというふうなお話もお聞きをしております。寒河江市における今後のことについては、課題というとらえ方はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。



## 荒木春吉議員の質問

新宮征一議長 通告番号14番について、10番荒木春吉議員。荒木議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、通告してある課題について質問をいたしますので、市長及び教育委員長の答弁をよろしく願いいたします。

昨年12月10日に、国会で発達障害者支援法が成立し、今春の4月1日から施行されました。発達障害とは、心身の機能の発達が困難な、あるいは極めて緩慢な状態と定義され、共通点は脳の機能的問題が先天的にあり、幼少時から症状が見られるものを言います。

同法第2条によると、他人とのつき合いが苦手で、こだわりの強い自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害。特定の学習だけが苦手なLD。不注意で落ち着きのないADHD（注意欠陥多動性障害）の四つが規定されています。作曲家のモーツァルトやベートーベン、科学者のニュートンやアルバート・アインシュタイン、発明家のエジソンたちも典型的なADHDの症状があったと言われていいます。

また、発達障害者の中で、特に18歳未満者を発達障害児と呼称しています。発達障害児は通常学級の6.3%とも言われており、少人数学級であれば、2人弱の計算になります。発達障害児支援の対処法は、早期発見対応が原点であり、完治はしないが、症状が抑制できるものと思う。

そこで、同法では、各自治体に対策を求めているが、本市における対応と取り組みはどのようになっているのか伺います。

本県も6月の補正予算に1,200万円を計上し、上山市に支援センターを設置をしようとしています、それへの対応についてもあわせて伺います。

また、同法第21条では、国民に対する普及及び啓発を各地方公共団体に課していますが、本市のそれへの対応をどのように考えているのかお伺いいたします。

学校教育の現場では、完全週5日制とゆとり教育の導入以来、学力低下が懸念されるようになってきました。週刊エコノミスト7月19日号に「跳び箱は誰でも跳ばせられる」の著者である向山洋一氏の「学力低下の本当の原因を話しましょう」というインタビュー記事が掲載されました。氏は、三つの本質的原因を述べていますが、そのうちの一つが、発達障害児への不適切な対応です。専門家の指導で指示の仕方や扱いやすい教材での訓練をすれば、3カ月ほどで人様並みになれるのに、大抵は放置され、不注意だとしかられてばかりいる悪循環に陥り、自信喪失や不登校、引きこもりなどの二次障害になる確率も高まると言われています。親と先生方が、このことを理解しているだけでも肩の荷が軽くなるとういものです。

学校教育の目的は、プロの先生によるよき授業があれば達成されると思います。そして、特別支援教育の目的は将来就労、自立して税金を納められる大人になってもらうことだと思います。世はノーマライゼーションの考え方が広がりつつありますが、健常者とともに障害者も能力に応じて支援教育を受けて、社会の充実発展に寄与しなくてはならないと思います。

本市における発達障害児への支援として、学校教育の現場ではどのような対策がとられているのかを伺って、第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時44分

---

再開 午後1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

御指摘のように、発達障害者支援法は、ことし4月1日から施行されることになった新しい法律でございます。この法律で支援の対象としている発達障害者とは、一般に自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害児などの脳機能障害の方々を総称したのですが、これらの方々は、全般的な知能のおくれなどの知的障害を伴っていないことが多いことから、これまでの障害者福祉対策の対象外として、十分な支援を受けることができなかったものでございます。

これらの方々の社会的自立と安定した生活の実現を図っていくためには、幼児期から成人期に至るまで、それぞれの障害の特性に応じた継続的、個別的な支援やサポートが必要であるにもかかわらず、どちらかといえば、子供の育て方の問題として処理されてきたものが多く、このたび初めて法的に障害者として位置づけられ、必要な支援策が講じられることになったところでございます。

それで、対応と取り組みについてでございますが、この法律で市町村に求めている支援のための施策としては、児童の発達障害の早期発見、それから早期の発達支援、保育、教育等の配慮、さらに発達障害者の就労支援、地域での生活支援など、障害児・者の生活全般にわたっております。

このうち、発達障害の早期発見については、1歳6カ月や3歳児健診を初め、乳幼児健診などで対応しており、発達障害と思われる児童が発見された場合には、各専門機関、いわゆる医療機関とか、教育機関、それから児童相談所、総合療育訓練センターなどと連携しながら早期の療育発達支援を行っております。

また、保育等における適切な配慮につきましては、市立保育所において、障害児保育に取り組むなど、対応しているところでございます。

さらに、発達障害者の就労支援につきましては、関係機関、いわゆる公共職業安定所、それから障害者就業生活支援センターなどの協力を得ながら進めることが必要でありますし、地域での自立生活のための支援につきましても、今後の国や県の動向を踏まえ取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしましても、発達障害者は一人一人の状況に応じた個別的支援が必要であり、そのためにも関係機関相互の連携が不可欠であることから、障害者支援のネットワーク、保健師、福祉事務所、総合療育研究センター、医療機関、公共職業安定所等を一層充実させていくことが必要であると考えております。

なお、普及、啓発に対する市の取り組みであります。市報を初め、乳幼児健診や各種健康教室などの機会をとらえ、発達障害に関する市民の理解を深めるため、必要な啓発活動を行っております。

次に、障害者支援センターへの本市の対応という質問でございますが、発達障害者支援センターは発達障害の早期発見、早期の発達支援、就労支援、医療等の業務及び家族への相談、助言等を行う施設としまして、法律により県が設置するものとされております。山形県においては、現在上山市にある総合療育訓練センターに本年10月中に併設される予定となっております。

そこで、本市の対応ということになります。支援センターとの密接な連携を図ることにより、発達障害児・者及び家族に対する適切な支援が行われるよう、密接に連携して、活用を図りたいと考えておるところでございますし、同センターの果たす役割に期待しているところでございます。

私の方からは、以上でございます。

新宮征一議長 教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 発達障害を持つ児童生徒への教育的な支援という点で、お答え申し上げます。

御案内のとおり、いわゆる発達障害を持つと言われている児童生徒は、それが外見上わかりにくいという発達障害の特徴のためか、学校生活において、時にはトラブルやあるいはパニックを起こすなどの困難性を示すことがございます。また、これらの子供の中には、幼少時から称賛よりはむしろ叱責が多いという環境の中で成長したということもあってか、あるいはそれが多いということもあってか、自分に対する肯定感を持たずに、意欲そのものをなくし、本来の力を発揮できずにいる、いわゆる二次障害を招いているケースもあると、このように推測されています。

また、これらの子を持つ保護者の中には、子供がほかの子供のように生活できないのは、自分の育て方が悪いのだと、または本人の努力が足りないのだと、このように誤解している、あるいはそういうふうに誤解してしまうケースもあるようにお聞きしております。

これらのいわゆる二次障害を防ぎ、その子が本来持っている力を最大限発揮させ、将来の社会的な自立への資質を育むためには、学校はもちろんのこと、保護者を含めた家庭、地域における発達障害に対する正しい理解とその子に応じた支援が大切であると、このように考えているところであります。

まず、学校現場においては、平成15年度から文部科学省の委嘱を受けて、特別支援教育に取り組んでまいっております。これは、これまでの特殊学校で学ぶ子供たちに加えて、通常学級の中の軽度発達障害を持つ子供たちに対しても、その障害の程度や個々の教育的ニーズに応じた支援を行っていく取り組みでございます。

本市では、市内の全校に特別支援教育校内委員会を設けて、その中心になって推進する特別支援教育コーディネーターを1名任命しております。こういう体制によって、仮にある一つのクラスの中で、自分の席を離れたり、教室を飛び出したり、パニックを起こしたりする児童生徒がいるような場合でも、そのクラスの担任の先生が1人で対応するのではなくて、校内委員会という組織を活用し、学校全体での共通理解を図りながら、一致した対応を意識すると。そのようになってまいりました。

また、特別支援教育コーディネーターが窓口になるということで、医療機関や大学など、発達心理学の専門家、特殊教育諸学校とも連携をとったり、専門的な診断やアドバイスを受けながら、その子供に合った、より適切な支援を行っているところであります。

次に、もう一つの大切な要素である保護者や家庭、地域への発達障害に対する理解、啓蒙について申し上げたいと思います。

市内の学校においては、PTA対象の研修会などを開催し、その中で発達障害の専門家や、実際に軽度発達障害を持つ子供の親御さんを講師として招くなどして、保護者や家庭、地域への理解、啓蒙活動に取り組んでいる学校がふえてきているということであります。

また、市の支援事業として、実際に学級の中に入って、担任教師の補助を行う人材を派遣するということで、学習生活補助員を配置しております。現在は、市内七つの小学校に延べ2,600時間の配置を行って、通常学級の中の指導困難な児童に対して、個々の実態に応じたきめ細かな支援をしているところであります。

以上のように、本市教育委員会においては、真の理解とそのあるべき支援を中心に据えながら、発達障害を持つ児童生徒に対して、最大限の取り組みをしているところであります。これは平成17年4月から施行された発達障害者支援法にも十分にこたえ得るものと、このように考えております。

したがって、現在行っている教育的支援を今後とも継続するとともに、国、県の動向を注意深く見通しながら、発達障害者支援法にうたわれているような適切な配慮と対応のあり方をさらに探っていきたい

と、このように考えているところです。  
以上でございます。

新宮征一議長 荒木春吉議員。

荒木春吉議員 答弁ありがとうございます。

この法律はことしの4月からで、まだ半年ぐらいしか経っていません。まだ、湯気が立っているような状態でありまして、なかなかあれかなと思いましたが、4月法律が施行されてから、テレビとか新聞とかいろいろなところで紹介されていますが、ただ、私が見たテレビでは、マンツーマンで大学院生と親子の対面で何か指導していたところをテレビで見たことがあります。なかなか活動はしていると思うんですが、成果が上がるのかなと思って私は見ました。

それで、この法律は最後の附則の部分がすごくいい文面でありまして、3年後にまた改定されるということなので、私がもしも、選挙で落ちない限り、3年後にまた質問したいなと思っています。

私ノーマライゼーションと言いましたが、世の中はやっぱり健常者は健常者、障害者は障害者別々じゃなくて、混ぜこぜになって一緒に社会の発展に寄与するのが本来の筋かなと私は思っていますので、実際私に今高1になる息子がいますが、それが小学校のときのことを見ますと、やっぱり二次障害が中学校に入って出るんですね、必ず出ます。で、いい方向に向かう人もいれば、だめな方向に向かう人もいます。で、そこを法律の趣旨どおりに、きめ細かく粘り強くやっていけば、私どもの願うところに行きつくのではないかなと思っています。

それで、私はまだできて間もない法律を読んだものですから、きょう頭痛くてですね、何か障害者を宣伝しろなんていうのもちょっと難しいかなと思っていたんですが、でも、これは実際この授業が成り立ちにくいところを見ますと、やっぱり先生も理解していないところもあるし、ましてや親御さんなんかは、学校の授業なんかは見えていないわけですから、我が子がどんなことをやっているのかというのは全くわからないときがままあります。だから、そういう面でよく市報とかそういうものを使って、啓発と言うとちょっとおこがましいんですが、こういうものもありますよということを知らせることがまず第一歩かなと思っています。

市長の答弁も教育委員長の答弁も、私のお願いした趣旨以上にこういろいろやっているということをおっしゃっていただきましたので、3年後楽しみにしています。よろしくをお願いします。

## 内藤 明議員の質問

新宮征一議長 通告番号15番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 通告に従って質問を行いたいと思います。

質問に先立って、質問要旨の中で（八）の「事業別予算編成について」と記載をいたしました。事業別予算書の作成について」の誤りでありますので、おわびして訂正をお願いしたいと思います。なお、事務当局には要旨を聞き取りいただく際に、御理解をいただいておりますので、御了承のほど、お願いして質問に移ります。

初めに、第5次振興計画基本構想についてお尋ねをいたします。

この間、さまざまな角度から長い時間をかけて議論を重ねられました振興審議会の皆様には心から敬意を表する次第であります。

私は議員という立場で、基本構想についてただして豊富化し、基本計画の策定の際に生かしていただきたいと思っております。

最初に、分権社会における地域総合計画づくりということでお尋ねをいたします。

分権社会は市民参加、選択、創造の時代と言われます。この基本構想にも住民参加という文言がいたるところに登場し、住民みずからまちづくりの主体となるとうたわれ、いみじくも、主権者たる住民がまちづくりの主体であるということをお尋ねをいたします。

しかし、この基本構想を作成するに当たって、市民に対する意識調査さえ実施せず、座談会などで茶を濁し、相も変わらず行政主導で立案して諮問を行い、審議会の答申がなされました。私はこれまでも提起をしておりますが、分権時代にあって、こうした地域総合計画はまず住民と原案なしで白紙の状況から徹底的に議論をして、そして何が必要なのか、住民意思を土台にして作成すること、これこそまさに住民主体による住民参加のまちづくりの真のあり方ではないかと確信をしております。

そしてさらに、住民との対話の機会を設け、上意下達を改め、住民と苦楽をともにする姿勢に転換する、一つの例として挙げますが、地域開発やまちづくりのために何が必要なのかを住民がみずからの立場で選択する。ここで言う選択創造とは、みずからの知恵と能力を発揮して、主体性を持って対応することを言うのではないかと考えております。

つまり、分権と言われる時代、地方自治の原点を新たな視点で問い直し、ただ口先でなく、それを実践に移すことだと思っております。でなければ、古川柳にある「論語読み論語知らずに借りただけ」と同じことになってしまいます。基本構想が示された時点ではありますが、行政主導で立案されたことに対し、猛省を促し、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、課題としての新たな地方自治の実現についてお尋ねをいたします。

まちづくりは、行政主導で企業誘致を図って都市化を進め、人口をふやすだけではないことは言うまでもありません。

また、国の施策に依存して、マニュアルに終始し、これが過ぎると自治の心を失ってしまい、創造力までなくしてしまいます。

私は行政の役割は住民に希望を抱かせる未来像を描かせることにあると考えています。住民みずからが、主体となって作り出す自治の心、創造を支援するよう育てることが行政として重要なことではないでしょうか。これまで多くの自治体は省庁の目玉とされる事業に飛びつき、必ずしも住民ニーズに対応した施策を

行って来たとは言いがたいと思います。住民が参画して、議論し、考えて行う自治でない限り、自己決定による自己責任という考え方は生まれず、与えられた自治であり、自治の持つ理念からすれば、それは効果が半減してしまうと思います。

これまでのような形骸化した自治という概念では、自主自立のアイデンティティーは育たず、これからは住民一人一人の努力で地方自治をつくる、その積み重ねで下意上達の地域づくりを心すべきであると考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、まちづくりの指標に、より優しくという視点の必要性を具体的な課題を挙げてお尋ねいたします。

平成5年、障害者基本法が制定されて以来、ノーマライゼーション社会の実現が叫ばれております。ノーマライゼーションの社会の実現は、障害者も健常者も高齢者も若者もともに歩み、ともに生活できる社会を実現することにあると言われます。同法は自治体に障害者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけ、自治体の果たすべき役割は極めて重要な理念となりました。

しかし、現実にはまだ多くの課題が残されています。その社会の実現のためには、障害者や高齢者のみからの力だけでは乗り越えられない壁が現実はまだ存在しております。それぞれ個人の生活環境に密着して苦慮し、きめ細かな支援の手がなければ、自立は容易なことではありません。自治体だけでなく、民間企業も障害者も一人の人間として、人権を尊重して、共同の責任者として解決することが求められていると思います。

バリアフリーのまちづくりもまた、これからのまちづくりには欠かせないことであると考えます。より優しくという視点と、ノーマライゼーションの実現について市長の見解を伺いたいと思います。

次に、男女同権の社会参加によるまちづくりについての考え方をお尋ねいたします。

男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法などの制定によって、近年、男女同権の社会参加の積極的な改善が各分野で強調され、女性の社会進出、活躍が目覚ましいと言われるようになっていますが、社会の現実は今なお、男女格差は歴然としていると言わなければなりません。少子高齢化の時代を迎え、女性の社会参加は不可欠であり、女性が仕事と家庭を両立できるような環境づくりが急がれていると思います。

私は今こそ男女同権とする考え方のもと、女性の地位向上を図る施策を展開する中で、自治体のまちづくりに積極的な参画が必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、循環型社会の構築についてお尋ねいたします。

近年、地球温暖化や大気汚染などで、ゼロエミッションを目指して、再利用をする取り組みが行われるようになりました。再利用は地域のごみは地域で処理することが原則ですが、しかし地域によって廃棄物処理の方法やゼロ社会への取り組み、熱意も異なっております。ふえ続けるごみの処理、処分は燃やしても、埋めても、被害の出る難しい問題を抱えており、ごみ減量へ向けて徹底した意識改革と循環型の経済社会システムを構築する以外に方法はないというふうに思います。

環境破壊が地球規模の問題となっている今日、自治体の施策とともに、住民の自己責任として着実に実行するような取り組みが問われているのではないかとこのように思います。その重要性を改めて訴えて、市長の見解を伺いたいと思います。

続いて、行政改革の新たな視点についてお尋ねをいたします。

初めに、総合計画と政策評価、事務事業評価制度の導入について伺いたいと思います。

行財政改革は本来、政策事業の評価に基づいた見直しなくしてはあり得ないものと思います。また、新たな地域総合計画は、それまでの実績、成果を振り返り、検証しつつ、より長期的な視点に立った課題を見出し策定されるものと考えております。

特に、財政危機にある今日、その総合計画の管理、評価過程、政策評価、事務事業評価の制度を導入して、行政が進めてきた施策についてそのシステムに則して客観的に評価し、新たな段階の構想と課題を多角的視点からの検討を加えることは、重要なことではないかと思えます。

その結果、限られた財源の中で、行政は何を選択して行うかという課題がはっきりしてくるのではないのでしょうか。政策評価は政策基準を明確にして、その政策選択に合理性を与える仕組みで、従来は首長の政治判断に属している問題でありましたが、昨今の現況にかんがみ、その必要性はますます大きくなっておりま

す。そして、政策に優先順位をつけるには、それぞれの政策の優劣、効果、効率といったことを住民の前に明らかにすべきことであります。つまり、取り組むべき行政課題のプロセスに責任を負って、その内容を住民に問うことが求められている時代に入っていると思います。

また、事務事業評価は政策や施策として取り組まれた課題を、より具体的に展開した個々の事務や事業についての評価を意味しております。事務事業評価は、行政が個々の事務や事業の目的に照らし、達成するために効率的な運用ができたかどうかを問うものであって、行財政改革においては、最も重要視されるべき施策と考えますが、市長に改めて見解を伺いたいと思います。

次に、透明、公正、効率的な入札制度への改革についてお尋ねをいたします。

2001年度に施行した公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律を受け、全国の自治体ではこの法律や適正化指針に基づいて、それぞれ改革に取り組んでおります。先進的な自治体では既に一般競争入札、工事希望型指名競争入札、総合評価方式などを導入し、高い評価を得ておるところであります。これまで、長い間行われてきた指名競争入札には、指名基準、予定価格、談合の排除防止など、入札手続の透明性、公平性の観点から多くの問題が指摘され、談合をめぐる事件は後を絶ちません。

本市においては、摘発は受けていないものの、入札談合に関する噂は依然として絶えません。最近の傾向としては、先日もありましたが、談合を放置したことへの自治体の責任が問われる判決も出始め、住民訴訟での業者への損害賠償請求もふえています。

財政状況が厳しく、行財政改革が叫ばれる中で、納税者という住民の立場に立てば、品質のよいものを安く発注するための策を、行政が講ずることは当然の責務であると考えます。

また、官制談合が厳しく追及されつつある中で、入札談合を防止するための取り組みは行政においては、急務の課題と言えるのではないのでしょうか。私は、談合を防ぐことは必ずしも不可能ではないと思います。指名業者をふやしたり、入札業者がお互いわからなくする。あるいは、談合をしにくくするような制度を取り入れることなどであります。

こうした視点に立って、先進地で行われているようなインターネットを活用した工事発注や電子入札などを導入し、より公平、公正で効率的な入札制度へ改革すべきときと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

あわせて、最近数年の入札件数、予定価格総額、落札価格総額、加重平均落札率、単純平均落札率と総合的落札率について、それぞれの部門ごとにお答えをいただきたいと思います。

次に、事業別予算書の作成についてお尋ねをいたします。

前にも質問をしておりますので、その趣旨の詳細については略しますが、款、項、目、節と性質別でつくられている予算を事務事業という事業別の予算に組み直し、予算書をだれもが理解できるようにすることです。

もちろん、予算策定事項に定めている款、項、目、節という書式を変更するものではなく、独自に創意工夫をして、説明欄などを活用し、住民に本市の予算をわかりやすくするといった予算書の作成上の手法を指しております。

住民自治を实践する自治体では、既に作成されており、住民のみならず、関係省庁にも高い評価を得てい



るというふうに言われます。

また、私はこの手法は分権時代の住民自治の施策づくりには欠かせない条件と考えております。本市の予算書を見て、事務事業の予算は市民は言うまでもなく、議員ももちろんであります。一部の担当者を除けば、職員、市長といえど、わからないのではないのでしょうか。

さらにまた、この手法は近い将来議論されると思われ、施策の原価計算や、前に述べた事務事業の評価にも欠かせないものとなるはずであります。行財政改革が大きく取り上げられている今日、改革は財政だけではありません。改めて市長の見解を求めたいと思います。

誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、第5次振興計画の基本構想についての何点かの御質問にお答え申し上げます。

私のまちづくりに対する基本的な姿勢として、市井に学ぶという気持ちで常に取り組んでおりますし、市民の皆様からの御提言や御指摘、お話を聞いて市政運営に生かしてきたと思っております。常に将来の寒河江市の姿はどうあるべきかを考えながら進めてきたものであり、平成18年度からの第5次振興計画を策定すべき節目となることし、これまで市民のいろいろな方々からいただいた御意見、御提言というものを尊重し、基本構想案としてまとめました。

この基本構想案をまとめるに当たりまして、各層座談会を開催いたしました。既に申しあげたときもありましたが、5月13、14、17日の3日間にわたり、各種団体の方々45団体、54人の方々からの御意見を承りました。各層、各界の団体が一堂に介し寒河江市の将来をどうするかということで話し合う機会を設定しましたことは、有意義なことであったと思っておりますし、御出席いただいた方々に感謝申し上げたいと思っております。

こうしてまとめた基本構想案を、まず議会の全員協議会を開催していただき協議を経た上で、振興審議会に構想案を諮問したところでございます。20名の方に振興審議会の委員になっていただきました。答申まで4回にわたり審議会を開催いたしました。このたびの審議会は、委員の皆さんがその場で意見を述べるだけでなく、審議が終了した後に言い足りなかったこと、あるいは気づいたことなどをファクスやメールなどで届けることとし、14名の委員から40項目について意見が寄せられました。その後、これら会議での意見とファクスなどの意見をまとめ答申に盛り込みました。

このように、基本構想案が策定されるまで、多くの市民の皆さんからの意見をもとにでき上がったものであり、行政主導で立案して、審議会の答申がなされたと言われますが、多く貴重な意見を寄せられた市民の皆さん、そして熱心に討議され、御意見を述べられた団体の皆さん、さらに審議会の委員の皆様からの御意見、御提言によってまとめられたものであり、これらの方々に対しては失礼なことじゃないかなと思っております。この構想は市民の皆さんの構想でございまして、皆さんと一緒に作りあげたものと理解しております。

それから、下意上達のことの御意見がございました。

本市におきましては、これまで新第3次、第4次の振興計画のもと、日本一のさくらんぼの里のまちづくり、企業誘致などによる工業団地の集積や低廉で優良な住宅地の提供、また「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」など、自然と環境の調和を考えながら着実に発展基盤の創造に努めてきたところであります。

チェリーランドやチェリークア・パークの整備、さくらんぼ祭りや寒河江まつり、神輿の祭典、そのほか各地域の特性を生かした祭りの開催、さらに花咲かフェアなどのイベントにより、交流人口は大きく増加し、その結果として定住人口の増加につながったものと思っております。

こうしたまちづくりというものは、多くの市民の皆さんがみずから進んでまちづくりに参加してきた結果であろうと思っております。寒河江市を訪れた方は必ず、寒河江は日に日に変わっている、寒河江はいつも明るく、楽しく、元気があっていいという言葉をいただいております。これらのこうした言葉に励まされ、元気をいただき、市民の皆さんとともに誇りの持てるまちづくりを行ってまいりましたし、これからも同じ気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。

それから、障害者、健常者、ノーマライゼーションの社会の実現についての御意見がございました。

より美しく、より豊かに、より元気にを指標といたしておるのが、この基本構想でございます。指標とは、物事の見当をつけるための目印であります。指標に、より優しくという視点をとのこととございますが、私たちのこれからの生活というものは、健康で心豊かな生活を目指すものであり、心豊かなの中には当然優しさというものも含まれているものと考えております。

したがって、いろいろな言葉があるのかと思いますが、より美しさをより豊かさをより元気さを求めるまちづくりが、21世紀の寒河江のあるべき姿を実現する上で求められるものであろうと考えております。

また、第5次振興計画基本構想の策定に当たって、基本的な考え方として議案説明でも申しあげましたが、今日の寒河江市の姿をつくり上げてきた新第3次、第4次の振興計画を発展継承しながら、先の10年間を見据えたものとして策定したところでございます。私はこれまでの20年間、新第3次、第4次を策定してまいりましたが、これらの積み上げによって、現在の寒河江市の姿がつくり上げられてきたものと考えております。

したがって、第5次においては、新第3次、第4次で積み上げてきたまちづくりをさらに継承発展していくという考え方があるわけであり、10年先の寒河江市を見据えたとき、この基本構想となったものでございます。

ノーマライゼーション社会の実現についてでございますが、このことについては、第4次振興計画の基本構想では優しさあふれる高福祉社会の形成で述べ、さらに具体的には基本計画で、豊かで活力ある福祉社会の推進で述べておまして、これまで総合福祉保健センターを建設し、保健・福祉・医療が一体となった寒河江型ケアシステムによる一貫したサービスが構築されたと考えております。これらは、さらに引き続き発展させ、健常者と障害者とがともに歩むノーマライゼーション社会の構造の構築に向けていかなければならないものと考えております。

次に、男女共同参画についての御意見がございました。

男女共同参画社会基本法が交付施行されたのが、御案内のように平成11年6月23日でございます。この基本法の目的とするのは、御案内かと思いますが、男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊急性にかんがみ、一つには、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定めると。二つには、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすると。三つには、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めること。四つには、男女共同参画社会の形成を総合的、かつ計画的に推進するとされております。

私は社会というものは、男女が本当のパートナーとして21世紀の日本を構築していくということを国、地方公共団体、そして市民にも位置づけたのがこの基本法であると考えております。基本法の中には男女参画の理念として、政策等の立案及び決定の共同参画、第5条は、男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、国もしくは地方公共団体における政策、または民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行わなければならないとされております。

今回の第5次振興計画の基本構想策定に当たって、各層座談会及び振興審議会を開催したわけですが、各層座談会では、45団体54人で、うち女性の方は14人です。この座談会では構想の体系を示し、将来のまちづくりに皆さんから自由な御意見を出席者全員からお聞きしたところであり、これらの御意見を整理し、構想に反映したところでございます。その後、振興審議会を開催いたしました。20人の構成、これは条例で規定されているわけであり、女性委員は2人の方をお願いいたしました。多くの貴重な御意見、御提言をいただきました。そして、基本構想に反映したところでございます。

また、基本構想が議決されますと、次に基本計画の策定に入ります。各地区で座談会を予定しております

が、より多くの市民の方々から参加を期待しているものであります。さらに、これからのまちづくりのための女性参画について、どのように考えているかということでございますが、これからはまちづくりを進めるに当たっては、男女が社会の対等な構成員として、まちづくりに共同して参加する機会の確保を図るという考え方に立って、あらゆる分野で積極的に女性の参画を求めてまいりたいと思っております。

次に、循環型社会の構築についての御質問がありました。

ごみ処理については、これまで長期的視点に立ち、第4次寒河江市振興計画におけるまちづくり基本目標及び環境美化基本方針に沿って、本市のごみ処理に対する基本的な方針、目標、施策を定めた寒河江市ごみ処理基本計画、リサイクル社会の実現に向けてというものを平成8年3月に策定しております。その後、5年ごとの見直しを行い、平成18年度には、新たにごみ処理基本計画の策定を予定しているところであります。

私はこの基本計画を策定する際、ごみ処理は私たちの生活する上で、1日も放置できない最も重要な問題であると思っております。本市はこれまでも種々のごみ減量化対策を講じてまいりましたが、今後は出されたごみを処理するという従来の考え方を基本的に見直し、地球温暖化防止に立った、新しい視点でごみ処理に取り組み、市民、事業者が日常生活においてごみの減量化、再資源化に努めていかなければならないものと考えております。

次は、行政改革の新たな視点についての見解を問うということで、まずはこの総合計画と政策評価についてでございますが、政策評価につきましても、これまでもお答えしておりますが、政策評価というものは、政策体系の中でも高いレベルでの行政目標、振興計画で言えば、施策の大綱ごとに掲げた政策が達成されたのかどうかを判断するものと理解しております。

政策の目標というものは、理念的なものであり、数値的なもので政策を判断することは難しいと言われております。そこで、政策を達成する方策である施策、施策を達成するための具体的な事務事業の実施状況を踏まえ、事業の効果や市勢発展への貢献度、住民ニーズの適合性など、多角的な面から政策に対する総括をし、今後の課題を洗い出し、新たな構想の策定に生かすことが必要であると考えております。

次に、事務事業評価制度についてでございます。

行財政改革大綱案の改革の基本的な考えにおいて、常に財政の総枠を踏まえて事務事業の見直しを行うとしております。また、改革の具体的な方策においても常に事務事業を見直し、成果とコストを踏まえた点検と改善を行いますとしております。

したがって、行財政改革において、事務事業の見直しを重視しているところでございます。行財政改革の視点の一つである効率的で生産性の高い行財政基盤の確立を図る上で、事務事業の見直しは必要不可欠のものでありますので、事務事業について実施状況や目的の達成状況、費用対効果、市民のニーズの変化など、いろいろな角度から総合的に検討し、成果とコストを踏まえた点検と改善を行ってまいりたいと考えております。

次に、入札制度についての御質問がございました。

公共工事に係る入札・契約の透明性の確保や公正な競争の促進、適正な施工の確保、談合などの不正行為の排除、これらを目的として、平成13年4月1日、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されました。これを受け、本市におきましても、従来からの入札制度の改善に加え、この法律の趣旨に基づいて入札・契約の適正化に取り組んできたところでございます。

まず、入札・契約における透明度を確保するため、工事発注見通しから指名業者名、落札者名、落札金額、予定価格及び契約の内容に至るまで一連の情報をすべて公表するとともに、入札参加有資格者の名簿や

格づけ基準、指名業者の選定基準などについても公表し、指名競争入札の業者指名について、市民から疑念を持たれることのないように配慮しております。

また、談合などの不正行為を防止するために、現場説明会の原則廃止や、指名停止などの罰則強化、さらには指名業者名の公表時期を入札前から入札後に変更するなどの処置を講じるとともに、談合情報に対しては、談合情報対応マニュアルに従って、公正入札調査委員会において適切に対応できる体制を整備しております。

それから、入札の透明性、公平性の向上には、一般競争入札などの導入が有効とされておりますが、本市におきましても平成7年のハートフルセンター建設工事と平成14年の醍醐小学校改築工事の2件において条件つき一般競争入札を実施しております。今後、条件つき一般競争入札の対象範囲を徐々に拡大する方向で検討していく必要があるものと考えておりますが、この場合におきましても市内業者の受注機会の確保、あるいは地元経済の活性化といった現実的な要請についても考慮に入れ取り組まなければならないものと考えております。

それから、インターネットを活用した電子入札についての御意見もございました。

入札の透明性の向上と入札事務の効率化を目的として、一部自治体において導入しているところもあるようですが、導入するに当たりましては、システム構築のための初期投資費用や運用費用、さらには寒河江市のように入札件数の多くない自治体での導入効果など、調査すべき事項が数多くありますので、今後の検討課題と思っております。

それから、部門別の入札件数、予定価格、落札率ということですが、部門ごとの数字を把握しておりませんので、平成13年度から毎年度に報告している予定価格に対する平均落札率について申し上げますと、平成13年度は95.5%、平成14年度は93.9%、平成15年度は98.2%、平成16年度は97.8%であります。

最後に、事業別の予算編成のことでございます。

平成16年6月の定例会でも議員に申しあげているところでありますので、御案内と思いますが、予算書に関する様式は地方自治法施行規則で定められており、作成自治体が自由に変更できないこととなっております。ただ、予算書とは別に説明資料として主要な事業についての事業内容、金額を記載した資料を当初予算と一緒に作成して提出しておりますので、以前にも御答弁申しあげましたが、あわせてごらんになっていただければ、議員が言われるような一部の担当者しかわからないというようなことは決してないと思っております。

なお、平成18年度予算編成から財務会計システムを導入することとしているところですが、これにより、予算編成、予算の執行、決算等の事務事業が大幅に変わることとなりますので、これとあわせて事業別予算書の導入を検討してまいりたいと考えております。

また、これまで予算書と別に提出しておりました予算説明資料についても、事務の簡素効率化の観点から廃止できないか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 一通り答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私と見解を異にすることも数多くありますが、そうした点についてさらに2問の中で考え方をただしていきたいというふうに思っております。

この基本構想をつくるに当たって、市長は各層の方々と意見を交換してつくり上げてきたと、こういうふうなことであります。現象面では確かにそれぞれの各層の方とお話し合いになったことは私も承知しておりますし、それを否定するものではありません。それに加えて、例えばより多くの市民の意識を調査する上で、知る上で従前からやっておりました例えば意識調査、つまりアンケート調査ですね。そうした方法も取り入れながら、つまりこの原案まで住民とともにつくり上げる。こういうふうな一つの手法が欲しかったなと、こういうふうに思っているのであります。

住民とともにつくり上げる。苦勞をともにする。確かに言うのは易し、行うは難しというところではありますが、その難しさは私もよくわかります。しかし、今こうしたことを起点として住民参加による本当の自分たちのまちは自分たちでつくり上げていくんだというふうなことを基本に据えて対応する。こうしたことが今求められているのではないのかなと、こういうふうに思います。そういう意味で、行政主導で立案をしたというのは、そうしたことを指して私は言ったわけでありませぬ。

そういう意味では先ほど言ったように、市長は10年先を見越してというふうに言われました。そうした大綱だというふうに言っておりますけれども、私は何か軽んじられているような気がしてならないわけでありませぬ。

最近行政改革が言われて、いろいろなところで何か安上がりの行政がいよいよ言われている節がありますけれども、つまり住民主体というのはなかなか大変なんですね。主権者である住民を主体としてそうしたまちづくりを作成することは、つまり大変時間のかかることであって、また、経費も要する。手間も暇もかかる作業だというふうに思います。しかしながら、今こういうことをやっておかないと、新たな視点での市長が言われております自己責任なんていう考え方は出てこないんじゃないかというふうに私は思っておりますので、大変ですが、このそうしたことを粘り強くやっていく、そういう姿勢こそ今求められているのではないのかなと、こういうふうに思っております。

こうしたことを指して、私は行政主導というふうに申しあげたわけでありませぬが、私の見解に異論があれば、ぜひ承りたいというふうに思っております。

それから、新たな地方自治の実現ということも伺いました。先ほど来、私も申しあげておりますけれども、自治というのはみずからおさめる、つまり自己決定、自己責任だというようなことだというふうに、これは市長も何回もこれまで言われております。そういうことで、自己決定、自己責任というふうなことからすれば、私は前にも質問したことがありますけれども、そういうふうな地方自治の実現を図るというふうなことからすれば、最終的に自己決定、自己責任というのは、さまざまな問題で施策に対して住民の意思が問われる場合に、私はやっぱり最たるものは住民投票だろうというふうに思っております。

そうしたことも私は思案に入れるべきではないのかなというふうに思っておりますが、先般、この一般質問でも話がありました。合併についての質問がなされたわけでありませぬが、それについては、市長は消極的といひますか、みずからは呼びかけはしないというふうな、私は消極的に受けとめたわけでありませぬが、しかし、この基本構想の中にはそうした新たな枠組みも考慮して、この市勢の発展を見据えた施策を推進するというようなことをうたわれているわけでありませぬから、今後の政治的な動きなどを見れば、そうしたこと

も思案に入ってくるのではないのかなと、こういうふうに思っています。

そうしたことを考えれば、この前は行われませんでしたけれども、そうしたことからすれば、大きな自治体の合併というふうな場合を考えたときに、枠組みの変更になるわけでありますから、住民に対してみずからのこの意思で決定をするというふうなことで、住民投票制度なども、私は一つの方法として、考えておく必要はあるのではないかなというふうに思っています。これが新たな地方自治を議論するといいますが、考える場合に一つの大きな重要な視点になるのかなというふうに思っておりますので、御見解を承っておきたいというふうに思います。

それから、ノーマライゼーション、それから、男女同権の社会参加づくり、あるいは環境循環型の社会づくりについてもお話しを伺いました。

言わんとすることは、そう変わらないわけでありまして、ぜひ、そうしたことを今市長が言われたことについて、基本計画を策定する際に生かしていってほしいなというふうに思っております。

それから、事務事業評価、それから政策評価も伺いました。これは言わずともおわかりになるだろうというふうに思いますが、今のようなやっぱり行革と言われている時代こそ、こうしたシステムを導入して、客観的にこの評価をするということが必要なのではないのかなと、こういうふうに思います。行政側とすれば、これをやれば面倒くさいということもあるんでしょうが、なかなか思いどおりにいなくなるというふうな方向もあるかもしれません。

したがって、あんまり導入はしたくない。常にこの事務事業を見直すというふうなところで茶を濁しておけば一番何といいますが、あたりさわりのないといいますが、で済まされるというふうにお考えなのかもわかりませんが、住民サイドからすれば、それはやっぱり一つのある一定の基準を設けて、客観的に判断をするようなものをやっぱりシステムとして構築するということでない、行政にとって都合のいいことは残す。こういうふうに思われてしまうんじゃないのかなと、こういうふうな心配があるわけであります。

したがって、そうしたことを避けるためにも、だれが見ても一つの基準を設けて、そうした段階に到達したということを明らかにできるような、そうしたシステムを構築することが必要なんだということを申し上げておきたいというふうに思います。

改めて、市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、この入札制度の改革についてもお伺いをしたわけであります。現場説明会の廃止とか、一般競争入札をより拡大をしていく方向で、いろいろ検討していかなければならないんじゃないのかというような前向きな答弁をいただきました。それはそれでいいんですが、そういう意味で、例えば.....。

それから、残念ながらこの部門別のことについてお尋ねしたんですが、お答えがなかったですね。何といいましたかな、持ち合わせて.....。把握していないというふうに言われましたか、ということでありました。

できれば、私は落札率やほかの数値について質問をする前に、教えてほしいというふうに申し上げておいたのでありますが、それができないということであったので、答弁をいただけるんだらうなというふうに思っておったんですが、把握していないということは、私が要請をしたにもかかわらず、把握できないというのはどういうことなのかなというふうに思っているんですが、それは例えば私が担当課に行って、それぞれのを調査して調べるということも一つの方法でありますが、せっかくの一般質問の機会でありますから、ぜひそれを伺いたいというふうに思っておったのであります。

もう業種、業界にそれぞれクラブとか組合とかいろいろあるわけでありますから、そういう部門別であることによって、そこでそうした傾向がよりわかるのかなと、こういうふうに思ったものですから、ぜひそれ

を教えてほしいというふうに申しあげたところであります。にもかかわらず、把握していないという答弁は私はどうも腑に落ちないといえますが、議会軽視になるんじゃないのかなと、こういうふうに思っております。ぜひ、そうした姿勢を改めていただきたいというふうに思います。要請をして、きちんと打ち合わせをして、要旨は文章に書いて差しあげておるわけでありますから、把握していないという答弁はどうも私はいただけない。そういうことで、市長にはぜひ議会を軽視することのないように、求めておきたいというふうに思います。

反論があれば、承りたいというふうに思いますが、出せないものは出せないなんて言うのかわかりませんが、もしそういうふうな御意見であれば、それもまた承りたいというふうに思います。

それから、行政改革において、つけ加えて申しあげますけれども、これ前にどなたが言われたかもしれません。入札改革というのは非常に重要なことなんだというふうに私は思います。談合の防止というのは言うまでもないことでありますけれども、これは年間の事業費の総額にもよりますけれども、例えば、落札率が3%下がっても、あるいは5%下がっても、年間のトータルにすれば、かなりの額になるというふうに思います。これは住民の立場からすると、これは当たり前のことだというふうに思うんですね。時によっては、いいことは民間に倣ってなどというふうに言われます、最近よく言われますよね。

例えば、個人の住宅なんかを建てる場合に、見積もり合わせて3,000万円だと言われたときに、3,000万円そのまま住宅を発注する人なんかだれもいないと思うんですね。そこから1割引き、2割引きなんか当たり前、今そういうふうな時代なんですね。したがって、改革をすることによって、そういうふうな批判に対応できるように、やっぱりしていくということが重要なんじゃないのかなと、こういうふうに思っております。

遠藤さんが前に横須賀の例を取り上げられて、年間5%ずつこの落札率が下がって、2年間で10%下がったというふうな話をしたことがあります。そういうことをすれば、10%というと大変な額になるというふうに思うんですね。そうすることによって、住民にも理解されるものになるんだろうというふうに思います。これがこの改革によって、先ほども言ったように談合の防止とかなれば、この上ない改革になるだろうというふうに思っておりますので、それぞれ検討課題として出されましたけれども、いろいろな制度、仕組み、各地でやられておりますので、ここで今申しあげませんけれども、ぜひ、新たなこの入札制度の検討も加えていただいて、よりよいこの入札制度にしていきたいなと、こういうことを思っているわけでありますが、市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それは、その改革は私はいいいことづくめだというふうに思っておりますので、まさに、そうしたことを実践することが行政の課題であるというふうに考えておりますので、さらに恐縮ですが、承っておきたいというふうに思っているところであります。

それから、事業別の予算書の作成というのは、これは議論の余地ないというふうに思うんですね。私もここに当初の3月に出された予算書持ってきていますけれどもね。ここに、例えば説明書の中に、14ページ、4款1の1、この前聞き取りいただく際申しあげましたので、この例を引きますけれども、衛生総務費の中に、母子保健事業というのは1,045万7,000円ほど、ここに事業としてあるわけですがね、これをこの予算書で探すというのは大変なことなんです。多分、市長もわからないと思うんですよ。財政課長やあるいは担当者はそれはすぐわかるというふうにも思うんですが、ましてやこれを見たら市民なんかわかるわけがない。で、うそだと思ったら市長ね、私の言うことうそだと思ったら市長の近所の皆さんにこの予算書を持って行って「これ、予算書見てわかりますか」とお尋ねしてみてください。絶対わからないですよ。

そして、最近の傾向として、苦言を呈するわけじゃありませんけれども、この前から見ると、非常に不誠



実といいますが、大ざっぱな予算書になっていますね。こまいところはほとんど省いている。ここ10年前ごろは、もう少しきめ細かに予算書がつくられておったように私思っていますけれども、そうしたことからすれば、まさにこの時代に逆行しているような予算書になってきているんじゃないのかなと、こういうふうに思います。

答弁の中で、課題としてそうしたことも検討を含めていきたいということもありましたので、それをよしとしておきますけれども、しかし、指摘していることは、謙虚に受けとめていただきたいというふうに思いますし、また、法律に基づいて策定しているなんていうこと、私もわかっているんです。わかった上で申しあげているんですが、つい先ほど1問で申しあげているように、もう既に住民参加の、要するにこうした事業をさまざま検討している。あるいはまちづくりをしている自治体では既にそうした予算書を策定して、明らかにしているんですね。

そして、それはこれから大変重要なことだということで、大きく話題を呼んでいるわけでありまして、そして、そうしたことが各省庁に評価をいただいているというのは、いいことか悪いことかわかりませんが、それぞれ関係する省庁には高い評価をいただいているというような話がありましたので、したがって、何も法律に違反する作成の仕方ではないというふうに私は思いますので、ぜひ、その点は御理解をいただきたいものだなというふうに思っているところであります。

これは、何回も言いますが、これからの例えば施策に原価計算が必要だとか、あるいは何といいますが、そういう日が必ず私は近い将来あるというふうに思っております。こういうふうな予算、あるいはまた決算書まで、こうした事業別につくり上げることによって住民に対して市政の姿が明らかにできるわけであって、それがまさに市民参加のまちづくりの原動力になるのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、ぜひ一日も早いそうした予算書、あるいは決算書まで策定できることを願っているわけでありませぬ。

改めて見解をお伺いしたいというふうに思います。第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かの御質問がございました。

まちづくり基本構想の策定の仕方についての御意見があるわけですが、これは当初から白紙で市民の中に入っていったらどうかというような御意見もあったわけですが、やはり素案というものを示して、そしてそれに御意見を聞くという方法をやっぱりとらざるを得ないということでございまして、全く白紙の状態でつくり上げるというのは、これは至難の技と、言うは易しと、こう思いますが、非常に難しいとこう思っております。

それから、広域行政の問題の話がございましたけれども、これは基本構想の中にも書いてありますように、またこの前の初日の答弁で申しあげましたように、広域というものは視野に入っておるわけですが、ただ、住民投票というようなことをどうだと言う話がございましたけれども、現時点で実施するという考えは私は持っておりません。

それから、事務事業政策評価というのは、これは非常に先ほど答弁申しあげましたように、難しいと思っております。事務事業の評価にいたしましても、これも言うことは易しく、具体的にはやっぱり非常に難しいことかなと、こう思っておりますけれども、非常に将来との検討だなと、課題かなと、このように思っております。

それから、入札制度、新たな入札制度でございますけれども、これも具体的に取り組むということになりますと、いろいろ大変なことだろうと思っております。例えば、電子入札と、こう簡単に言いますが、導入するだけで、何億円かかると、こういうことを聞いておまして、じゃあ導入したそれに入れるところの事業となりますと、何億円かかると、こういうことになるわけでございますので、いろいろ新たな入札制度については御意見としてお聞きしたいと思っております。

それから、予算書の事業別予算でございますが、先ほどは、詳しく答弁したんですけれども、もう一度答弁いたしますか。この財務会計、18年度の予算編成から財務会計システムを導入することとしておるわけでございます。これによって、予算編成、予算の執行、決算等の事務事業が大幅にこれは変わるようになるわけですが、これとあわせて、この事業別予算書の導入というものも検討しているということを申しあげたところでございます。そのかわりといったら何ですけれども、これができれば、予算説明書と別冊にしておりますところの説明書というものが、ダブってつくらなくちゃならないのかと、こういう疑問が出てくるわけでございますので、その辺を廃止するかということもあわせて検討しているということを、第1問の最後に申しあげたところでございますので、御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 その部分は私もわかっているんです。ただ、事業別予算の関係ですが、大変失礼しました。法的にこういうふうなものになっているから、これに照らしてやっているんだというふうな答弁がありましたので、それを是としているように私は受けとめましたから、こういうふうに申しあげたんであります。

だから、先ほど言っているように、検討されているというふうなことでありますから、それをよしとしますがというふうに、言いましたでしょう。だけれども、実際はわからないんでしょうと。こういうことを同時に指摘をしたんです。そのところを受けとめていただきたいなと、こういうふうに思っているんです。そのところはいいんですが。

それから、先ほど、要するに部門別の落札率といいますか、業種別といいますか、ちょっとどういう表現したらいいかわかりませんので、部門別というふうに申しあげましたが、これは出せないんですか。それとも今は出せないけれども後で出せるということなのか。議会の権威があるから後で出そうと言うのであれば、それもよし。質問にはお答えできないということなのか。この点、はっきりしていただきたいなというふうに思います。

答弁によっては、議長の裁断をお願いすることがあるかもわかりませんので、その辺を含めてひとつお考えの上御答弁をいただきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何ですか、落札率の部門別につきましては、反論があればしなさいと、こういうことでしたから、特に反論はなくて、1問で答弁したとおりでございますから、あえて触れなかったと、こういうことございまして、これを部門別にまとめるとなると、大変な労力ございまして、それでございますから、議員が特に、この辺をごらんになりたいと言うのであれば、公開をいたすと、こういうようなことで、ごらんになればなと、このように思っております。

以上です。

平成17年9月第3回定例会

散 会 午後2時28分

新宮征一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。